

第 3 次京都市生活安全（防犯・交通事故防止）基本計画



京都市
令和 3 年 9 月



（左）くらしあんぜんクン
（右）くらしあんしんクン

挨拶文ここからはじめる

市長あいさつ

市長顔写真

挿入

(広報担当にもらう)

京都市長 門川 大作

《目 次》

- 第1章 はじめに
 - 1 概況など・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
 - 2 これまでの取組及び成果・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
 - 3 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
 - 4 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
 - 5 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

- 第2章 現状と課題 P 3

- 第3章 重点戦略（3つの柱）と成果指標
 - 1 将来像（目指すべき社会）・・・・・・・・・・・・ P 4
 - 2 重点戦略（3つの柱）について・・・・・・・・・・ P 4
 - 3 成果指標について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4

- 第4章 重点戦略に基づく施策の推進
 - 1 「柱① 犯罪抑止・交通事故防止のための環境づくりの推進」に基づく推進施策・・・・・・・・ P 5
 - 2 「柱② 地域における「見せる防犯」の拡大～防犯活動の活性化～」に基づく推進施策・・・・・・・・ P 6
 - 3 「柱③ 新たな社会状況の変化に対応した取組の推進」に基づく推進施策・・・・・・・・ P 6

- 第5章 計画の推進及び進化 P 8

- 第6章 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8
 - 1 見せる防犯の活動例
 - 2 こんな行動が危ない！ ～犯罪者に狙われやすい行動～
 - 3 誰でも気軽に、すぐに始められる防犯活動の紹介
 - 4 動く防犯カメラの紹介
 - 5 交通事故防止関連の紹介

- 資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9

□ 第1章 はじめに

1 概況など

急速な少子高齢化，核家族化の進行といった社会情勢の変化や，地域コミュニティの希薄化，地域の自主的な活動の結束力の低下などにより，犯罪や交通事故は増加傾向にあったこと，さらには，凶悪事件も多発していたことなどから，各種地域防犯活動団体からの要望などを踏まえ，「犯罪や交通事故のない『だれもが安心して暮らせるまち』」を目指し，平成11年4月に京都市生活安全条例（以下「条例」という。）を施行しました。

本基本計画は，この条例で策定が義務付けられている，生活安全施策を総合的かつ計画的に推進するための「市民及び観光旅行者等の安全の確保に関する基本的な計画」（第5条第1項）であり，この条例に基づく3回目の基本計画です。

2 これまでの取組及び成果

平成12年度からスタートした第1次基本計画は，刑法犯の約半数を少年犯罪が占めていた，犯罪内容の凶悪化，薬物乱用の増加といった状況があり，また，交通事故も，年間の死者数が70人，65歳以上の高齢者の死者数が3割を占めている状況であったことから，「防犯力」「地域力」を高めるため「自らを守る意識の高揚」「連携・ネットワークの確立」「生活安全推進協議会の設置」を柱として策定しました。これに基づく取組により，刑法犯認知件数や交通事故発生件数は約3割減少，市民の体感治安^{*1}も改善しました。

しかし，少子高齢化，核家族化の更なる進行による社会情勢の変化に伴う地域コミュニティの希薄化の状況は続いており，また，市民アンケート調査では，犯罪被害者等に対する自治体からの支援の必要性や，自転車の危険な運転の増加に伴う「マナー向上」を求める意見が多く寄せられていました。

こうした背景から，平成23年度からスタートした第2次基本計画は，基本的な考え方は踏襲しつつ，他の施策とも融合・連携しながら共汗でバックアップしていく必要があるとして，「自らを守る意識の高揚」「連携・ネットワークの確立」「区が共汗でバックアップ」を柱として策定しました。

第2次基本計画の下，京都市地域コミュニティ活性化条例や京都市犯罪被害者等支援条例，京都市暴力団排除条例といった新たな条例の施行や，地域活動を人的・物的・金銭的に支援していく施策も強化されました。

また，平成26年には，京都府警察と「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」（以下「市民ぐるみ運動」という。）協定を締結し，市民，事業者，行政，警察等の連携の輪が広がるなど，様々な面で大きく踏み出す計画期間となりました。学区の安心安全ネットワーク^{*2}の支援補助金の活用は1.7倍（補助制度創設時（平成23年度）と比較）に，市民ぐるみ運動への参画団体数は522団体に，地域団体に対する防犯カメラの設置補助台数も1,800台を超えました。

このように様々な取組を進めてきた結果，刑法犯認知件数は，10年間で63%減少し，交通事故の発生件数，負傷者数も全国を上回る減少率となっています。

※1 「自治会などの事故や犯罪を防ぐ取組により，安心して暮らせるまちである」と思う市民の割合：京都市市民生活実感調査。

※2 平成22年度までに京都市内全学区において形成した地域における安心・安全の様々な問題に取り組むネットワーク組織。

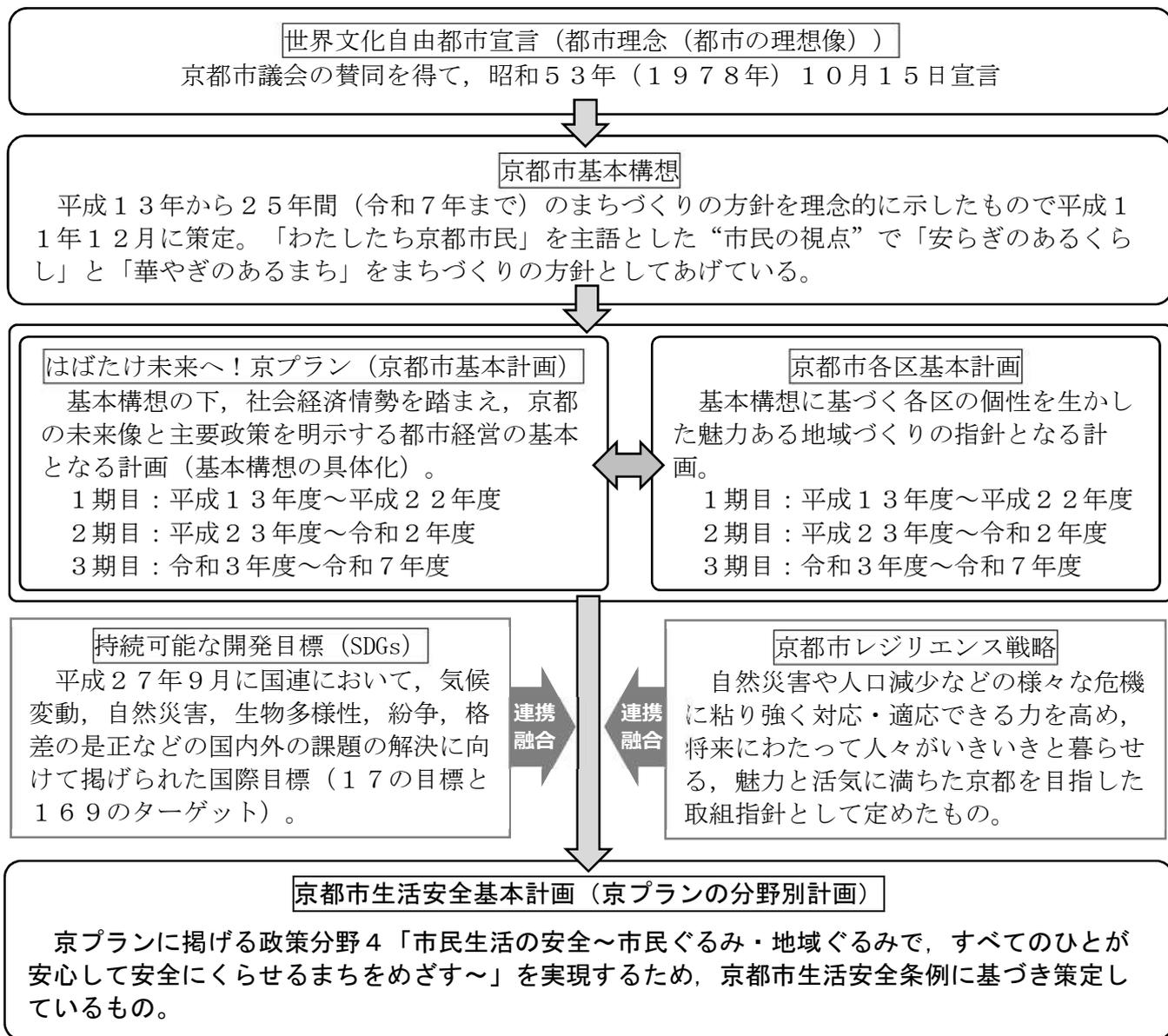
3 計画策定の趣旨

京都市は、京都市基本構想（市政の基本方針，平成13～令和7年）を具体化するため，都市経営の基本となる京都市基本計画を策定しています。

本基本計画は，この京都市基本計画のうち，政策分野ごとの方針を示す「政策の体系」の政策分野4「市民生活の安全～市民ぐるみ・地域ぐるみで，すべての人が安心して安全にくらせるまちをめざす～」を具体化する分野別計画の一つです。

一人一人の防犯・交通事故防止の意識を高め，犯罪や交通事故の発生の未然防止，被害拡大防止のために対応するとともに，被害にあわれた方への支援など，すべての人が安心して安全に暮らすことができるよりよい地域共生社会を目指します。

4 計画の位置付け



5 計画期間

計画期間は，本基本計画の上位計画である京都市基本計画の計画期間と合わせて，令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

第2章 現状と課題

第2次基本計画を策定した平成23年以降に様々な取組を進めてきた結果、刑法犯認知件数が10年間で63%減少（H22：27,832件⇒R1：10,405件）し、市民の体感治安（安心して暮らせるまちであると思う市民の割合）も一定上昇（H22：38.9%⇒R1：47.0%）しました。

しかしながら、人口減少、高齢化の進行、情報通信技術の更なる進展（Society5.0等）などの社会情勢等の大きな変化や市民アンケートの結果から次のような課題が新たに生じており、第3次基本計画ではこれらを踏まえた防犯・交通安全対策を進めていくことが必要となります。

【行為者の低年齢化】

- 14歳から19歳の刑法犯少年数は減少したものの、薬物乱用やSNS（ソーシャルネットワークサービス）等を通じた加害など14歳未満の触法少年の増加の懸念

【犯罪被害の多様化】

- 情報通信技術の普及・発展により日常生活空間とインターネット空間がより身近になったことによるサイバー犯罪被害の増加
- 全国的な凶悪事件*の発生
 - ※ 相模原障害者施設殺傷事件（平成28年）、川崎市登戸通り魔事件（令和元年）、京都アニメーション放火殺人事件（令和元年）
- アポ電強盗やキャッシュカード手交型詐欺の発生など高齢者を狙った特殊詐欺手口の巧妙化

【体感治安の伸び悩み】

- 全国的に発生する凶悪事件などの影響により市民の体感治安（目標50%以上）が、45%前後に留まっていること

【交通安全対策】

- 高齢運転者が関係する交通事故やあおり運転被害の増加
- ながら運転による交通事故の増加

【その他】

- 少子高齢化の進行・人口減少による防犯活動従事者の担い手不足や、新型コロナウイルス感染症の流行による市民生活への影響や地域活動方法の変化などを踏まえた防犯・交通安全活動の在り方
- 市民の防犯意識（「スマホを使いながら歩かない」、「道路側にかばんを持って歩かない」など）の更なる向上
- 犯罪被害者の支援機関等の認知度の向上、相談しやすい環境づくりなど
- 様々な防犯活動や取組に関する市民・事業者等への周知啓発（京都市の取組の認知度向上の必要性）

□ 第3章 重点戦略（3つの柱）と成果指標

1 将来像（基本理念，目指すべき社会）

※ 次期京都市基本計画における基本理念や目指すべき社会を参考に、ポストコロナやウィズコロナの視点を踏まえて今後検討していく。

【例】

- 基本理念
すべての世代の、より多くの市民等による活動や発信などにより、市民全体の安心安全を形成していく
- 目指すべき社会
 - ① 個人・団体・事業者などあらゆる活動主体が防犯活動等に取り組んでいる社会
 - ② どのような状況下においても防犯活動等が継続できる社会
 - ③ 仮に犯罪が発生し、被害が生じても、それを乗り越えて、安心して、暮せる社会

2 重点戦略（3つの柱）について

第2章で示した課題等に適切に対応し、すべての市民・観光旅行者等にとって安心・安全なまちづくりに向け、次の重点戦略（3つの柱）に基づき様々な施策に取り組みます。

柱1 犯罪抑止・交通事故防止のための環境づくりの推進

- (1) 犯罪や交通事故が発生しにくい環境の整備
- (2) 市民一人一人の防犯力，交通事故防止力の向上
- (3) 犯罪等による被害が生じた場合の被害者等の支援

柱2 地域における「見せる防犯」の拡大 ～防犯活動の活性化～

- (1) 市民・事業者等が防犯活動等に積極的に参加できるための取組の推進
- (2) 地域における身近な防犯の目を増加させる取組の推進

柱3 新たな社会状況の変化に対応した取組の推進

- (1) 急速に進化・多様化する情報通信社会への対応
- (2) すべての人が安心・安全を感じることができると地域共生社会の実現
- (3) 予測できない、突発的な危機にも対応し、絶やすことのない持続可能な防犯活動の推進

3 成果指標について

「重点戦略（3つの柱）の進捗状況を測ることができ、誰もがわかりやすい指標とする」との観点から、以下の2つを成果指標として設定します。

指標	現況（令和元年）	令和7年度までの目標値等
刑法犯認知件数 《安全を測る指標》 (柱①，柱③に関連)	10,405件	1万件以下を維持
	発生を認知した刑法犯罪の件数のこと。 近年は“犯罪の質”が変わってきているため、単に認知件数の減少だけを目指すのではなく、街頭犯罪や特殊詐欺等の各事案にきめ細かに対応した取組を進めていくため、「1万件以下を維持」としています。	
体感治安 《安心を測る指標》 (柱①，柱②に関連)	47.0%	50%以上
	安心して暮らせるまちであると思う市民の割合のこと。 市民の安心感を計る指標として第2次基本計画で達成できなかったため、引き続き成果指標に設定します。	

※ 交通安全に関する指標は令和3年度中に策定される第11次京都市交通安全計画に委ねる。

□ 第4章 重点戦略に基づく施策の推進

○は、これまでからの継続事業、●は基本計画への新規掲載事業>

1 「柱1 犯罪抑止・交通事故防止のための環境づくりの推進」に基づく推進施策

≪施策の大きな方向性≫

「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」で培った経験を生かし、様々な活動主体が一体となった体制をより一層強固なものとしていくとともに、子どもが巻き込まれる犯罪被害・交通事故，女性が被害者となる犯罪，高齢者を狙った特殊詐欺被害の防止など，個々の被害への対策をきめ細かに実施していくなど，犯罪抑止・交通事故防止のための環境づくりを進めていきます。

≪推進施策≫

(1) 犯罪や交通事故が発生しにくい環境の整備

- 違法駐車等防止対策事業の推進（行財政局）
- 世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動*（文化市民局）
※ 防犯カメラ設置促進補助事業，各種啓発活動など
- 暴力団排除条例の推進（文化市民局）
- 京都市商店街等環境整備事業（産業観光局）
- 高齢者あんしんお出かけサービス事業～小型GPS端末機の貸出～（保健福祉局）
- 児童の移動経路交通安全対策（子ども若者はぐくみ局，建設局）
- 児童福祉施設等における安全確保（子ども若者はぐくみ局）
- 有害環境の浄化活動の推進（子ども若者はぐくみ局）
- 総合的な自転車政策の推進（建設局）
- 「歩いて楽しいまちなかゾーン」の推進（建設局）
- 放火防止対策の推進（消防局）
- シンナー等吸引・薬物乱用防止対策の推進（教育委員会）
- 非行防止教室（教育委員会）
- 事故防止専門コンサルタントによる全運転士への安全運転研修（交通局）
- 安全運転訓練車（セーフティサポート研修）（交通局）
- ドライバー異常時対応システムの導入（交通局）

(2) 市民一人一人の防犯力，交通事故防止力の向上

- 市民しんぶんなどを通じた広報啓発活動の推進（文化市民局）
- 交通安全啓発活動の推進（行財政局，文化市民局）
- 高齢運転者事故防止支援事業（文化市民局）
- 消費者啓発，消費者相談（文化市民局）
- 配偶者等からの暴力の根絶（文化市民局）
- 薬物乱用防止啓発事業の推進（保健福祉局）
- 京都市子ども保健医療相談・事故防止センターの運営（子ども若者はぐくみ局）
- 地域ぐるみで子どもを守る安全対策等の推進（教育委員会）
- 幼稚園，学校における安全確保や安全教育の強化（教育委員会）
- 通学路安全対策の推進（教育委員会）
- 事故防止重点強化策（バス停留所付近の違法駐停車防止キャンペーン）（交通局）

- (3) 犯罪等による被害が生じた場合の被害者等の支援
 - 犯罪被害者支援策の推進（文化市民局）
 - 京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターとの連携（文化市民局）
- (4) その他
 - 繁華街における飲食店等による客引き行為等対策の推進（文化市民局）
 - 京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例の推進（文化市民局）
 - 民泊通報・相談窓口の運営（保健福祉局）

2 「柱2 地域における「見せる防犯」の拡大～防犯活動の活性化～」に基づく推進施策

《施策の大きな方向性》

より多くの地域住民が防犯・交通安全活動に参加できるよう、あらゆる機会をとらえ、市民や事業者等に働きかけを行います。

また、地域住民同士で行う防犯パトロール活動だけでなく、例えば、玄関先への防犯標語の掲示やセンサーライトの設置など「見せる防犯」の取組を一人でも多くの市民・事業者等が実践し、犯罪企図者に「この地域には入りにくい」と思わせることで、市民一人一人の防犯力だけでなく地域全体の防犯力の向上を図っていきます。

《推進施策》

- (1) 市民・事業者等が防犯活動等に積極的に参加できるための取組の推進
 - 「見せる防犯」普及促進事業（文化市民局）
 - 世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動*（文化市民局）【再掲】
※ 地域防犯活動の支援など
 - 市民活動総合センターの運営（文化市民局）
- (2) 地域における身近な防犯の目を増加させる取組の推進
 - 自転車盗難防止パトロール（行財政局）
 - 「見せる防犯」普及促進事業（文化市民局）【再掲】
 - 世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動*（文化市民局）【再掲】
※ 地域における見せる防犯の普及促進など
 - 水道水・雨水で花いっぱい！（上下水道局）
 - こども・地域・あんしん・あんぜんパトロール（上下水道局）
 - 地域コミュニティ活性化策の推進（文化市民局）

3 「柱3 新たな社会状況の変化に対応した取組の推進」に基づく推進施策

《施策の大きな方向性》

急速に進化・多様化する情報通信社会とそれに伴う危険性の深刻化や、新型コロナウイルス感染症等の流行による地域防犯活動に対する影響などを踏まえて取組を進めていく必要があります。

これに加え、訪日外国人の増加や入管法改正に伴う外国人労働者の受入れ拡大による市民生活や地域コミュニティの形の変化に対応した取組や、罪を償った人の地域社会での受入れなどによる再犯防止の取組などを推進することで、すべての人が安心・安全を感じることができるようより良い地域共生社会の実現を促進するなど、複雑化・多様化する社会状況の変化にあらゆる活動主体と連携し柔軟に対応してまいります。



《推進施策》

- (1) 急速に進化・多様化する情報通信社会への対応
 - 子どもの携帯情報通信機器（スマホ・ゲーム機等）利用に関わる啓発（教育委員会）
 - ケータイ教室（教育委員会）
- (2) すべての人が安心・安全を感じることができる地域共生社会の実現
 - 国際理解プログラム PICNIC（総合企画局）
 - 地域の実情に応じたマナー対策等の強化（産業観光局）
 - 再犯防止対策の推進（保健福祉局）
 - 子ども・若者総合支援事業（子ども若者はぐくみ局）
 - 青少年活動センターにおける取組の推進（子ども若者はぐくみ局）
- (3) 予測できない、突発的な危機にも対応し、絶やすことのない持続可能な防犯活動の推進
 - 地域コミュニティ活性化策の推進（文化市民局）【再掲】
 - 「見せる防犯」普及促進事業（文化市民局）※【再掲】
 - ※ ～～などの取組（仮称）
 - 世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動※（文化市民局）【再掲】
 - ※ どのような状況下においても継続実施できる防犯活動の推進（仮称）

「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」の概要説明

□ 第5章 計画の推進及び進化

本基本計画は、生活安全施策に関する基本的な計画と取組の方向性を掲載しています。計画の推進に当たっては、本基本計画に基づいて毎年度作成する「実施計画」に具体的な生活安全に関する事業を掲げ、着実に実施していきます。

なお、生活安全施策審議会を定期的開催し、成果指標の進捗状況や犯罪情勢の変化、また、予測できなかった新たな状況変化等を踏まえて、注力すべき重点取組を検討し、必要に応じて実施計画の中に柔軟に盛り込むなど、その時々状況に応じてきめ細かな取組を推進する。

□ 第6章 その他

1 見せる防犯の活動例

※イラスト等を使ってわかりやすく

2 犯罪者に狙われやすい行動、犯罪者の視点などを解説

※警察のHPなどから流用

3 誰でも気軽に、すぐに始められる防犯活動の紹介

※ 「ながら見守り」、「花植え」、「門はき」、「門灯の点灯」など、防犯活動の参加に対するハードルが高い方向けに、生活の一部や意識を少し変えるだけでできる防犯活動を紹介する。

4 動く防犯カメラの紹介

※ ドライブレコーダーの設置が犯罪抑止対策にもなることを紹介

5 交通事故防止関連の紹介

※ 交通事故に遭わないために気を付けること（蛍光ベストの着用、反射材の着用、目立つ服を着る、自転車ライトの点灯など）

□ 資料編

生活安全施策審議会 委員名簿

(敬称略, 五十音順)

氏名	役職等
有吉 卓也	京都府警察本部生活安全部長
石丸 洋	京都府警察本部交通部長
石本 郁雄	京都市少年補導委員会副会長 (代表理事)
井上 摩耶子	株式会社ウィメンズカウンセリング京都代表取締役
浦中 千佳央	京都産業大学法学部教授
大橋 憲宏	京都市保護司会連絡協議会会長
尾崎 千佳	京都市PTA連絡協議会常任理事
加賀谷 伸一郎	独立行政法人情報処理推進機構セキュリティセンター企画部エキスパート
小石 玖三主	京都市市政協力委員連絡協議会代表副幹事
佐藤 知章	市民公募委員
土屋 健弘	京都市障害者地域生活支援センター連絡協議会理事
成田 秀樹	京都産業大学法学部教授
西田 由美子	NPO法人京都消費生活有資格者の会代表理事
富名腰 由美子	公益社団法人京都犯罪被害者支援センター事務局長
前坂 己美子	京都市民生児童委員連盟 会計担当理事
三井 照雄	京都商店連盟副会長
宮野 孝文	京都市防犯推進委員連絡協議会副会長
森下 太郎	市民公募委員
安田 桂子	京都市地域女性連合会常任委員
油谷 昇	京都市地域生徒指導連合会会長



主な経過

- | | | |
|------|-----|---|
| 令和元年 | 9月 | 令和元年度第2回京都市生活安全施策審議会（重点戦略について） |
| | 11月 | 市民アンケート調査及び基礎調査の実施 |
| 令和2年 | 5月 | 令和2年度第1回京都市生活安全施策審議会
（これまでの総括・評価及び次期基本計画の成果指標設定について）
※新型コロナウイルスの影響により、個別意見聴取で対応 |
| | 9月 | 令和2年度第2回京都市生活安全施策審議会
（諮問、第3次基本計画素案について） |
| | 12月 | 令和2年度第3回京都市生活安全施策審議会
（中間案、市民意見募集について） |
| 令和3年 | 2月 | 市民意見募集（パブリックコメント）の実施 |
| | 5月 | 令和3年度第1回京都市生活安全施策審議会（答申案について） |
| | 6月 | 答申 |
| | 8月 | 策定 |



第3次京都市生活安全（防犯・交通事故防止）基本計画

令和3年9月

〒604-8005 京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427

京都朝日会館4階

京都市文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課

電話 075-222-3193



この印刷物は、不要になりましたら「雑がみ」としてリサイクルできます。

コミュニティ回収や古紙回収等にお出してください。

令和3年9月発行 京都市印刷物番号第〇〇〇〇〇〇号

